

令和5年第10回稲城市教育委員会定例会

1 令和5年10月10日、午前9時30分から、市役所6階601・602会議室において、令和5年第10回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

杉本 真紀子（教育長）
吉田 伸幸
三戸 美代子
北川 英一
白井 妙子

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	佐藤 知子
教育指導担当部長	岸 知聡
教育総務課長	長崎 健
学務課長	佐藤 由美子
指導課長	高橋 達也
生涯学習課長	工藤 紀
生涯学習課公民館担当課長	小川 由紀夫
学校給食課長	中島 英
図書館課長	久野 由人

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎
教育総務課教育総務係 千代 菜摘

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第2 会期の決定
- (3) 日程第3 教育行政報告
- (4) 日程第4 報告事項

教育長 ただ今から、令和5年第10回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

教育長 それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、吉田委員にお願いいたします。

次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について

学務課長 1 学校教育法施行令第20条に基づき通知された児童・生徒数について
2 令和5年度通学路合同点検の実施について
3 令和5年度公立小・中学校学級編制調査（独自調査）について
4 令和5年度第1回稲城市学校保健連絡会について
5 新型コロナウイルス感染症等による稲城市立学校の学級閉鎖等の状況について
6 令和5年度児童・生徒数・学級数（令和5年9月1日現在）について

指導課長 1 担当者事業について
2 推進事業について
3 研修事業について
4 教育センター関係について

生涯学習課長 1 社会教育委員関係について

- 2 社会教育活動の振興について
- 3 芸術文化活動の振興について
- 4 二十歳の式典関係について
- 5 文化財の保護と普及について
- 6 生涯学習推進事業について
- 7 放課後子ども教室参加状況（8月分）について
- 8 公民館主催事業の実施状況について
- 9 i プラザの主な主催事業の実施状況について
- 10 生涯学習課利用統計について（i プラザ8月分）

- 学校給食課長
- 1 学校給食野菜に関する圃場見学会について
 - 2 試食会について
 - 3 令和5年度第1回稲城市学校保健連絡会について（再掲）

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 城山体験学習館の主な事業について
 - 4 学校との連携について

教育長 教育行政報告が終わりました。
次に、日程第4 報告事項です。本日の報告事項は3件です。
まず、報告事項1「稲城市立学校適正学区等検討委員会の中間報告について」を学務課長より詳細説明をお願いいたします。
学務課長。

学務課長 まず資料でございますが、タブレットの報告事項1ご覧ください。このタブレットと併せまして、お手元に紙の資料を2つご用意させていただいております。この2つの資料につきましても、タブレットに掲載しておりますが、報告事項の中間報告を読み上げて確認していただきながら、タブレットのページを変えることをできるだけ少なくするために、お手元に併せて置かせていただいております。

稲城市立学校適正学区等検討委員会の中間報告がまとまりましたので、その内容をお手元の資料に沿ってご説明いたします。

まずはじめに、市立学校適正学区等の検討は、都市基盤整備等により、街並み等が変化する中、学校規模や通学上の安全性等に配慮した良好な教育環境を確保するために、適正な通学区域等についての検討を行っております。前回につきましては、平成28年、29年に実施されており、概ね5年を目安に実施しているものでございます。

それでは恐れ入りますが、タブレット資料の4ページをまずご覧ください

い。

4 ページは、本委員会の構成となります。学校教育に関し識見を有する者2名、市立小中学校長、市立小中学校PTA役員、自治会連合会、青少年育成地区委員会、民生児童委員、公募の市民2名及び市職員によりご検討いただきました。

それでは、1 ページにお戻りください。

「1 検討を依頼された事項」となります。市立学校の学区域のあり方に関する事項につきまして、ご検討いただきました。

次に、「2 検討経過」でございしますが、第1回目は令和5年5月31日に開催いたしました。内容は、学校規模の現状について、通学距離の現状について、学級数の推移予測について、現在までに寄せられた通学区域の変更要望について、前回に話題となった地域について、適正学区検討の基本的な考え方について、これらにつきまして事務局からご報告させていただき、これらの基本を踏まえながら共通理解を得て検討を進めていくとの確認を行いました。

次に、第2回目は令和5年7月12日に開催し、過去からの児童・生徒の推移及び現在の児童生徒数について、通学路における要望について、住所変更等地番整理について、これらについて事務局からご説明をし、通学区域の見直しの必要性等についてご検討をいただきました。

第3回目は令和5年8月30日に開催し、第1回、第2回でご説明し、検討いただいた内容等を確認し、城山小学校の学区域について、稲城第二小学校の学区域について、稲城第六小学校の学区域についてを検討し、中間報告書をまとめていただきました。

「3 市立学校の学区域のあり方に関する事項」です。

(1) 学校規模の現状。学校教育法施行規則によりまして、小学校、中学校共に12学級以上18学級以下が学級数の標準とされております。

市立学校の現状では、小学校において稲城第二小学校、城山小学校及び長峰小学校の3校が、中学校においては稲城第二中学校、稲城第四中学校及び稲城第六中学校の3校が12学級未満の小規模校となっております。

標準規模校は、小学校では稲城第一小学校、稲城第三小学校、稲城第六小学校、稲城第七小学校、向陽台小学校及び南山小学校の6校、中学校では稲城第一中学校、稲城第三中学校及び稲城第五中学校の3校となっております。

19学級以上の大規模校は稲城第四小学校、若葉台小学校及び平尾小学校の3校となっております。

(2) 通学距離の現状でございします。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の適正な学校規模の条件で通学距離は、小学校は概ね4 km 以内、中学校は概ね6 km 以内であることとされており、現在、最も遠い児童生徒でも稲城第二小学

校、稲城第三小学校、稲城第四小学校、平尾小学校及び南山小学校への通学距離で約1.2km、稲城第二中学校への通学距離で約2.7kmとなっており、学校の適正配置については保たれております。

(3) 現状の通学区域を維持した場合の児童数・生徒数・学級数の推移予測では、令和5年度においては、小学校第1学年から第4学年までを35人学級、他の学年を40人学級、令和6年度には第5学年までを35人学級、令和7年度以降は小学校全学年を35人学級、中学校においては第1学年を35人学級とし、南山東部土地区画整理事業の保留地処分計画等を考慮した上で、10年間の児童数・生徒数・学級数の推移を予測いたしました。

こちらのご説明は手元の資料にもございますA4の資料でございます。

現状の通学区域を維持した場合、小学校では標準規模校である6校に加え、現在小規模校である稲城第二小学校と大規模校である若葉台小学校が令和8年度から標準規模校となることを見込まれております。

稲城第二小学校及び南山小学校については、令和7年度には使用可能教室数を上回る学級数となることも予測されております。

城山小学校及び長峰小学校については、引き続き小規模校として推移する見込みであるとしております。

中学校では、稲城第二中学校が令和8年度から標準規模校となり、稲城第五中学校が令和9年度から小規模校となる見込みでございます。

なお、児童数・生徒数・学級数の推移予測は、南山東部土地区画整理事業の保留地以外の地域のほか、区画整理事業及びその他の開発行為等による影響について、その把握や推計が難しいことから、実際の学級数等が推移予測と異なる状況で推移していくことも予想されております。

(4) 検討内容でございます。

検討内容のア、課題。

現状の通学区域を維持した場合、稲城第二小学校と南山小学校は、将来的に使用可能教室数を超える学級数となることが予測されておりますが、南山小学校は既に増築の工事を行っております。

城山小学校は、全校児童が100人を割り込むことが予測されております。

稲城第六小学校は、ほとんどの児童が稲城第一中学校へ進学する中、一部稲城第四中学校に進学する地域があり、児童や保護者からは稲城第一中学校へ進学したいとの要望が出ております。

次に、3ページ目のイ、検討内容でございます。

上記の課題を踏まえ、本検討委員会では指定校制に基づき、学区を遵守していくことを重視した上で、学校規模の適正化、通学の安全の確保、地域との関わり等の視点で、市全体の通学区域の見直しの必要性について検討を行っていただきました。

その結果は、(5) 通学区域の変更等が想定される地域となります。

まず1つ目、稲城第二小学校区から長峰小学校区や若葉台小学校区への

編入について検討する必要がある。

2つ目、向陽台小学校区である向陽台二丁目と稲城第三小学校区である中央図書館付近の地域について、城山小学校区への編入を検討する必要がある。

3つ目、稲城第六小学校区、稲城第一中学校及び稲城第四中学校区について、総合的に検討する必要がある、という結論になっております。

「4 おわり」にです。

本検討委員会の中間報告では、通学区域の変更の必要性等について、方向性を示すことといたしました。

今後は、対象校の学校長、PTA役員、自治会役員、青少年育成地区委員会委員で構成する学区変更検討会で、地域の実情を踏まえた協議を実施し、本委員会において再度検討を行い、最終的な検討結果の報告を教育委員会へ提出するものとしております。

学区変更検討会につきましては、この後、11月から翌年の3月までに3回開催する予定でございます。

中間報告について学務課からのご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願います。

教育長 以上で、詳細説明が終わりました。

今、終盤のところで学務課長からご説明がありましたとおり、これは中間報告でありまして、今後、この中間報告を踏まえながら最終検討に向かっていくということになります。また、この中間報告につきましては、今後、稲城市議会の福祉文教委員会でも報告をさせていただくという予定になっています。今後そういうふうな経緯をたどっていくものですが、この時点でのこの中間報告につきまして、教育委員の皆さんからご意見を賜りたいという趣旨で本日は報告をさせていただいております。

それでは、これより質疑をお願いいたします。ご質問、ご意見等ありましたらよろしく願います。

北川委員。

北川委員 ありがとうございます。大変よく分かりました。

1つ手続上の質問があるんですが、学区が変更になった場合ですけど、いわゆる旧学区の学校に、例えばお兄ちゃんが行っていたとか色々あると思うんですが、そういうところは何か今までの学区と、変更後の学区で何か対応はあるんでしょうか。

教育長 学務課長。

学務課長 まず、現在におきましては、そのような兄弟関係において弟、妹が通う

学校が変わってしまうというようなことについて対応する際には、兄や姉の行っている学校が学区域外の学校であっても、弟、妹の入学時に対応を行っているところでございます。

しかしながら、例で申し上げますと、お兄ちゃんが6年生、あと1年間で学区が変わるということになるので今までと同じ1年生から5年生を過ごした学校に通学してもらい、それと併せて1年生で入ってくる妹、弟については、本当は違う学区域ではあるんだけども、お兄ちゃん等がいることや1年生で慣れていないため、同じ学校に通いたいということで指定校変更の手続を取っている保護者の方に対しては、丁寧な対応をしています。その後、お兄ちゃんやお姉ちゃんが卒業した後に、距離の問題や本年度のように暑い夏に1人でふらふらになりながら通っていたり、また、就労状況等の変更、親族等の変更、祖父母が近くに居たけれども引っ越ししてしまった等、そういった変更によって、やっぱり元の学区に変えたいというようなご相談をいただいております。1年生が終わった時点、2年生から本来の学校に通うといった現状が出てございます。

こういったことを踏まえまして、令和7年度から実施する予定になっておりますが、学区の変更については、これらの課題も合わせた上で今後の指定校変更の在り方について、改めて見直す必要があるというふうに考えているところでございます。

教 育 長 北川委員。

北川委員 はい、分かりました。併せて検討よろしく申し上げます。

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。
吉田委員。

吉田委員 ご説明ありがとうございました。

検討内容のところの2ページの下のほうなんですけども、現状の通学区を維持した場合ということで、稲城第二小学校と南山小学校は、将来的に使用可能教室数を超えるということなんですけど、このことについて、稲城第二小学校区から長峰小学校区や若葉台小学校区に編入できるような形というところの検討ということですか。南山小学校は、今、増築工事をしていて、教室数を増やしていくという形なんですけど、稲城第二小学校の場合は学校区を変えていくという形での対応ということなんですとか。

教 育 長 学務課長。

学務課長　　まず初めに、南山小学校については、ほとんどの子が南山小学校に通う区域として現在の区域割をしております、別の学校に行くということの想定は稲城の地域上ないというところが1つございます。そういったことも踏まえまして、増築工事を行っております。

稲城第二小学校につきましては、もともと小規模校であり、またここ数年の話なんですけども、区画整理事業や開発行為等により、その学校では対応し切れないような児童生徒数が見込まれていることから、街並みを作っていく中で、若葉台小学校区や長峰小学校区においてももともと稲城第二小学校区ではなかった部分について、改めて稲城第二小学校区から若葉台小学校区、長峰小学校区に戻すといったような、こういった検討をしていく必要があるのではないかとということ、事務局から説明申し上げ、また検討委員の皆さんからも、今まで長峰小学校区だったところについては、今現在は稲城第二小学校の区域になっているけれども、やはりここらについては見直していただくような方向性で、詳細についてはその地域の方を踏まえた形で検討を進めていただきましょう、というようなお話になっております。

教育長　　吉田委員。

吉田委員　　よく分かりました。分かったんですけども、あの辺の地域性って平面というよりは起伏がいたるところにあるんで、見た目の距離よりはちょっといろいろと難しいかなという気もしました。これは意見です。
ありがとうございました。

教育長　　ほかにいかがでしょうか。

(なしの声あり)

教育長　　ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
次に、報告事項2「令和5年度全国学力・学習状況調査結果概要について」を指導課長より、説明をお願いいたします。
指導課長。

指導課長　　それでは、タブレットの報告事項2をご覧ください。
令和5年度全国学力・学習状況調査結果概要についてご報告をさせていただきます。

まず、No.1のページでございますが、こちらには、調査の目的、調査の対象、調査の内容、実施日を記載してございます。

まず、調査の目的でございますが、義務教育の機会均等とその水準の維

持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する、となっております。

2の調査の対象でございますが、稲城市の調査対象児童・生徒数ですが、小学校6年生と中学校3年生でございます。小学校6年生は802人、中学校3年生が700人から703人、教科によって若干差がございました。

また、英語の「話すこと」については、別日の実施があったことから、受けた生徒数は594人となっております。

3の調査の内容ですが、教科に関する調査と質問紙調査の2種類がございました。教科に関する調査ですが、小学校は国語と算数それぞれ45分、中学校は国語、数学、英語。国語と数学はそれぞれ50分で、英語に関しては50分のうち45分が「聞くこと」・「読むこと」・「書くこと」に関する内容でした。そして「話すこと」に関しては5分程度の調査となっております。

2つ目の調査が質問紙調査で、学習意欲や学習方法、学習環境、生活の諸側面に関する内容となっております。

実施日は令和5年4月18日火曜日となっております。

続きまして、次ページをご覧ください。

こちらの表は、校種別に分類し、区分ごとの調査結果を一覧としました。ご留意いただきたい2つの内容についてご説明をいたします。本資料各年度の問題難易度を厳密に調整する設計となっておらず、年度によって出題内容が異なり、過年度の結果を単純に比較すること等はしておりませんが、実施年度における稲城市の平均正答率と全国平均正答率との差について、括弧に記載をしております。上段が令和5年度、下段の太字になっているところが令和4年度のを参考として載せさせていただいております。

調査結果の報告にあたり、学力調査によって測定できる学力というのは、特定の一部であること、また本調査の目的が教育指導の充実や学習状況の改善等に活用することであることを踏まえまして、本調査の結果をもって学力全体の評価を行うものではないことを申し添えさせていただきます。

まず表の上段には小学校国語と算数を載せさせていただいております。

まず左側の国語ですが、学習指導要領の内容にある思考力・判断力・表現力等の区分の「話すこと・聞くこと」においては71.4%であり、区分の「読むこと」に関しては71.9%であることから、話や文章の中心となる語や文を捉えることについては、比較的できているというふうに考えられます。一方、区分の「書くこと」については32.5%であり、こちらは課題と

して認識しております。

続きまして、右側の算数ですが、同じく学習指導要領の領域にあります区分「数と計算」ですが71.3%、そして右から2つ目の区分「変化と関係」においては74.8%であることから、式を日常生活に関連づけて読み取ることができていると認識しております。一方、区分の「図形」及び「データの活用」においては、それぞれ53.3%、67.6%であることから、7割を切っているというところで、課題というふうに認識しております。

下段に移りまして、中学校です。左から国語・数学・英語と並んでおります。

まず国語でございしますが、小学校と同様に学習指導要領の内容、思考力・判断力・表現力等の区分として、「話すこと・聞くこと」においては83.7%であることから、聞き取ったことを基に目的に沿って自分の考えをまとめることができているというふうに考えております。一方、区分の「書くこと」及び「読むこと」については、65.9%、そして66.8%であることから7割を切っているということで課題というふうに認識しております。

続きまして、中段の数学です。同じく学習指導要領の領域の区分「数と式」において、他の区分と比較すると平均正答率が高いのですが、70%を超えていない現状でございします。さらに区分「図形」、「関数」、「データの活用」においては、それぞれ42%、56.1%、50.1%であることから課題と認識しております。

最後に右側の英語でございしますが、同じく学習指導要領の領域における区分「聞くこと」及び「読むこと」においては65%、57.6%であり、他の区分と比較すると平均正答率が高いのですが、やはりこれも7割を超えていないという現状でございします。さらに、区分「話すこと（やり取り）」、「話すこと（発表）」、それから「書くこと」については19.2%、6.9%、30.8%とあることから、大幅に課題と受け止めざるを得ない状況でございします。

次のページ、No2-②でございします。

こちらの表は、評価の観点別に調査結果をまとめたものになっております。本来、評価の観点として知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の3つがございしますが、現在、国の調査ではそのうち知識及び技能と思考力・判断力・表現力等を主に、東京都の学力調査のほうで学びに向かう力・人間性等を使っていることから、都と国の調査を併せて学習指導要領の趣旨に基づいた3つの資質能力を偏りなく続けるように調査のあり方が改善されているところでございします。

今回、全国の調査でございしますので、知識及び技能と思考力・判断力・表現力等に注視してまとめております。

まず上段、国語です。小学校の国語でございしますが、知識・技能については71.7%、思考・判断・表現は66%、そして表の右側にあります算数で

すが、知識・技能においては71.2%、思考・判断・表現については60.3%でございました。

続いて下段、中学校ですが、左から国語・数学・英語と並んでおります。

国語の知識・技能が69.1%、思考・判断・表現が72.2%。数学については、知識・技能が59.4%、思考・判断・表現が49.9%。右側の英語でございしますが、知識・技能が58.4%、思考・判断・表現が45.6%となっております。

参考としまして、その下にはそれぞれ小学校と中学校の令和4年度の数値を載せさせていただきます。

次に、No3でございします。

こちらは、調査から読み取れる本市の課題について、考察をしたものでございします。

まずⅢ-①でございしますが、(1)課題となった事例をまとめております。そして、下の(2)のところには、課題となった事例から求められる授業改善のポイントについて、国立教育政策研究所の令和5年全国学力・学習状況調査報告書の内容を参考にしてまとめております。

まず上の(1)の小学校ですが、まず国語です。下線部をご覧ください。図表やグラフ等を用いて、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫することができるかという課題に対して、下の(2)の小学校国語のところで太字になっているところでもございますが、必要に応じて教師が、図表やグラフ等を用いたモデルとなる文章を提示する等して、自分の考えが伝わるような書き表し方を工夫する指導をすることによって、改善が図られると考えております。

上に戻りまして、小学校の算数の課題ですが、下線部、高さが等しい三角形について、底辺と面積の関係を基に面積の大小を判断し、その理由を言葉や数を用いて記述できるかという課題がございました。それに対する改善のポイントでございしますが、下の(2)のところの算数をご覧ください。底辺と高さの関係に着目し、図形の面積の求め方から面積の大小を判断できるように指導する視点での授業改善を行うとしております。

上の(1)に戻りまして、今度は中学校です。国語・数学・英語と並んでおりますが、まず国語でございします。課題としては下線部、文章の構成や展開、表現の効果について、根拠を明確にして考えることができるかという課題に対して、下の(2)の中学校国語の太字をご覧ください。文章を読んで理解したこと等を知識や経験と結びつけ、自分の考えを広げたり深めたりする指導や、読書の意義や効用についても理解が深まるよう指導するという改善点を挙げました。

上の中学校数学の課題でございしますが、下線部のところです。複数の集団のデータの分析の傾向を比較して捉え、判断の理由を数学的な表現を用いて説明することができるかという課題に対しては、下段の(2)の中学校数

学、太字のところをご覧ください。データの分布の傾向を比較して読み取り、その理由を数学的な表現を用いて的確に説明できるようにする指導を行うことで改善を図ります。

上に戻りまして、(1)の中学校英語、課題が2つございます。1点目は上段の下線部です。日常的な話題について、事実や自分の考え等を整理し、まとまりのある文章を書くことができるか。併せてもう1つの課題、英語の「話すこと」ですが、下線部、社会的な話題に関して聞いたことについて、考えとその理由を話すことができるかという課題で、この2つの課題について改善のポイントとしましては、(2)中学校英語のほうですが、読んだことを基に自分の考えとその理由を書く指導の充実や、言語の働きを理解し、場面や状況に応じて表現を使い分ける指導、そして「話すこと」としては、聞いたり読んだりして得た知識や情報をメモにしたり、図式化したりする等して、生徒が自分の考えとその理由を話すような指導を行う視点から授業改善を行うというふうに考察いたしました。

次に、その下のⅢ-②、質問紙調査の概要でございます。

主立ったものについて、小学校、中学校それぞれ3つずつ出しました。

まず小学校のほう、◎については良好な結果のもの、▼については課題のあるものとして表記をさせていただいております。

1つ目の◎、学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれぐらいの時間、読書をしますかという問に対して、30分以上読書をしている児童の割合は45.8%であり、東京都や全国と比較すると高い値となっております。

2つ目の◎、5年生までに受けた授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立て等を工夫して発表していましたかについて、「発表していた」・「どちらかといえば発表していた」と答えた児童の割合が69.1%で、こちらも東京都や全国よりも高い値となっております。

それに引き替えまして、3つ目の▼ですが、先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますかについて、「当てはまる」・「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童の割合が86.7%。8割5分を超えているのですが、東京都や全国と比較しますと低い値となっております。

続いて中学校です。

1つ目の◎、学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができていますかという問について、「当てはまる」・「どちらかといえば当てはまる」と回答した生徒の割合が72.4%。こちらも都や全国よりも高い値です。

2つ目の◎、道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいますかという問に対して、「当てはまる」・「どちらかといえば当てはまる」と回答した生徒の割合が89.2%

で、都や全国よりも高い値でございました。

3つ目の▼ですが、先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますかという小学校と同じ問なんです、「当てはまる」・「どちらかといえば当てはまる」という回答をした生徒が84.5%。都や全国と比べると低い値となっております。こちらは、小学校も同様でございましたので、稲城市の教員においては、子ども達のよさを見出し、肯定的に受け止め、よさを伸ばしていく指導をさらに進めていただくよう校長会、副校長会等を通じて周知し、各学校において指導をしていただきたいというふうに思います。

教育長 ここで暫時休憩とします。

(暫時休憩)

教育長 では、再開いたします。お願いします。

指導課長 続きます、No4以降の資料でございしますが、質問紙調査の回答結果と正答率のクロス集計となっております。

まず小学校は全63項目のうち16項目を抜粋いたしました。主立ったところとしましては、左上、「将来の夢や目標を持っていますか」というところを見ますと、比較的肯定的な回答をした児童が正答率も高いというような関係が見られています。ただ、これをもって全てが言えるものではないと思っております。当てはまらないところを見ますと、「当てはまらない」と回答した正答率の高い子ども達が8.8%ですが、一部いるような状況も見られます。

また、2つ目の、「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」ということについても、肯定的な「当てはまる」・「どちらかといえば、当てはまる」と正答率が並んでいるわけではなく、「どちらかといえば、当てはまる」・「どちらかといえば、当てはまらない」というところに正答率が高い子ども達の集団が集まっている状況がありました。

また右側の上から3つ目、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」というところを見ますと、「当てはまらない」・「どちらかといえば、当てはまらない」という回答した一部の児童になりますが、正答率の高い子ども達がいる状況も見られました。

次に、中学校の内容まで飛ばさせていただきます。7ページです。こちら全80項目のうち16項目を抜粋しております。

そのうち、右側の上から3つ目、「将来、積極的に英語を使うような生活をしたたり職業に就いたりしたいと思いませんか」というところを見ますと、

国語では、肯定的な回答の高い子ども達が上位の部分ではなく、「どちらかといえば、当てはまらない」、「どちらかといえば、当てはまる」という中間層の子ども達に正答率が高い子ども達がいる。国語としてはできているけれども、英語に対してそこまでの高い認識がないというような状況も見られました。

時間の関係上、大変恐縮でございますが、それ以外の項目について後ほどご覧いただければと思います。

各小中学校、学校毎に独自の調査結果を分析し、成果と課題を明らかにし、その内容を授業改善プランに反映しております。これらの成果は、学校だより等に掲載したり、学校のホームページ等にアップロードしたりする等して、保護者等に結果を公開しているところでございます。

また、11月の定例校長会において、成果と課題を共有していくことで、更なる改善を図ってまいりたいと考えています。

以上をもちまして、令和5年度全国学力・学習状況調査結果の概要について、報告を終わりにさせていただきます。

教 育 長 以上で詳細説明が終わりました。これより質疑をお願いいたします。
北川委員。

北川委員 丁寧なご説明ありがとうございました。

私、この辺のところの質問をいくつかさせていただいたんですけど、ちょっとあまり伝わっていなかったようなところもありますので、なるべく伝わるように話をしたいと思います。

まず1点目ですが、質問なんですけども、調査結果の内容について7割以下のものは課題があるというようなご説明、総括となっております。Ⅲ-②について、質問紙の結果については、こちらは全国と比べて高いか低いかで評価をしておりますね。絶対評価と相対評価が分かれています。なぜそうなっているのかというところ、ちょっと私は整理がつかなかったもので、ご説明いただければと思います。

それから、Ⅲ-①ですけれども、これに関しては、思考・判断・表現について、ちょっと私、うまく読み切れてないんですけど、前のデータから見ると平均正答率がより低いと、だから課題だというふうにとられたということよろしいかということが2点目です。

3点目は、クロス集計表。昨年度と入れ替えた項目について丁寧に説明していただきましてありがとうございました。入れ替えていただいた項目については、私、全体を見渡してみたときに、大きな学年による変化はないのかなというふうに思いましたけれども、その辺はいかがでしょうか。

あと、これは少し要望に近いんですけども、昨年度のクロス集計表を同時に見れないんですね。見るとまた忘れちゃうので、スマホで撮って見

比べたんですけど、何か良い方法はないですかね。そういうところ、また今回でなくて結構ですけども、お考えいただければ助かります。

以上です。

教育長 4点ありましたけれど、回答の準備は大丈夫ですか。
暫時休憩します。

(暫時休憩)

教育長 では、再開いたします。
指導課長。

指導課長 まず、1点目の区分毎の平均正答率で7割以下を課題としたことにつきましては、やはり学習の理解ということを考えてときに、7割以上は理解してほしいということがあります。もちろん問題の難易度等もあったかと思うんですが、国として出した問題に対して、やはり7割以上取れるような子ども達を育成していく必要があるということで、ここでは7割という数字を出させていただきました。

それに対して、質問紙調査を都や全国と比較したのは、これについては、子ども達の回答の割合なので、都や全国と比較したほうが稲城市の子ども達の状況が分かるかなというところで、都や全国との比較を扱わせていただきました。

2点目については、北川委員のおっしゃるとおりでございます。

3点目につきましては、このクロス集計、経年変化を取っているという認識で出しているものではなかったもので、今回、特出した結果が出ている項目をこのように扱わせていただきました。そのことで小学校6年生と中学校3年生ではありますが、その子ども達の状況を踏まえて、学校としては指導に生かしていけるところがあるというふうに認識しておりましたので、今回、このような小学校16項目と中学校16項目を扱わせていただいた次第でございます。

教育長 4点目は、昨年度のデータの件については、持ち帰らせていただきたいと思えます。

北川委員、今、説明ありましたけれども、追加ありますか。

北川委員 学力は何しろ7割ぐらい到達してほしいということですね。

指導課長 はい。

北川委員 分かりました。ただちょっと、やっぱり相対的なものを見ないと、例えば中学校で言えば、もうほとんど項目が7割以下になっているので、全部に力入れるというのも難しいので、そういうところはいくつかに絞ってもらったほうが、学校も考えやすいのかなというふうに思いました。

それから、ちょっとすみません、昨年との比較を私がしてしまったんでそういう質問してしまったんで申し訳なかったんですが、私は特に問題を感じなかったです。

ありがとうございました。

教育長 ありがとうございました。

一部、追加をさせていただきますが、経年変化ということを見ていくということも、学力調査の視点の1つとして必要な部分かとは考えますが、もちろんこれはいうまでもなく、学年の子ども達、対象の子ども達は変わってはきています。その経年変化を見るために、当市では中学1年生の段階で市独自の学力調査というものを実施しているという取組もございません。

また例えば今年度、中3、小6でこういう結果となった、それを改善のために学校の中で共有して、次の学年で指導に生かしていくということも考えますと、当然ながら次年度まで対象の児童生徒は変わっても、少しでも良くしていきたいというのが、教育委員会、そして学校の考え方として共通認識しているところではないかなというふうに認識しているところです。

それでは、ほかに質疑はいかがでしょうか。

三戸委員。

三戸委員 英語の「話すこと」の受験者数が少ない理由で、別日だったというご説明があったんですけども、かなり人数が変わっていますので、受験方法ですとか、減った理由をちょっとお伺いできればと思いました。

教育長 指導課長。

指導課長 実は、この「話すこと」に関しては、4月18日に行った学校は6校中1校だけで、残りの5校は指定期間の間にオンラインで受けるようにという内容のものでした。その期間に欠席をしたり、早退をした生徒もいましたし、またタブレットの操作ミスで回答が正確に残らなかったということが一部の生徒に見られました。また、当日機械がうまく作動しなくて、途中で受けられないような状況の生徒もいたということで、それらについては国のほうに全て報告をあげておりますので、国のほうで次年度に向けて改善をしていく、データとして扱うというふうな報告を受けているとこ

ろでございます。

以上です。

教 育 長 三戸委員。

三戸委員 ご丁寧の説明いただきまして、状況を理解いたしました。恐らくそういった個別の案件というのが多くあったのかなと想定しておりましたので、そういったことを次回、オンラインをうまく使ってということ、それから欠席した場合の生徒さんに少し根気強く追加の受験ができる機会というのを与えていただければと思いました。

以上になります。

教 育 長 ほかに質疑はいかがでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、報告事項3「稲城市いじめ防止基本方針改定案について」を指導課長より、説明をお願いいたします。

指導課長。

指導課長 では、報告事項の3をご覧ください。

まず今回、この稲城市いじめ防止基本方針を改定することになりました経緯について、ご説明をさせていただきます。

平成25年6月のいじめ防止対策推進法の公布から10年以上経過したこと、そして平成29年3月に文部科学省より、いじめの防止等のための基本的な方針の改定及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの策定等がありましたので、本市のこの基本方針の内容についても改定する必要があるということで、作成をしたものでございます。

では、1ページめくっていただきまして、左側の目次でございしますが、下段のほうにこの一部改定が最終的に行われた場合には、日にちを入れていきたいと思っております。

ここからは、改定予定の部分を抜粋しながらご説明をさせていただきますので、ご了承ください。

右側の1ページです。網かけをしたところが追記等をした箇所になります。

まず、いじめの定義ですが、四角囲いのところはほぼ文言に沿って整理をしてまとめました。その下段の2行目にあります「いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である」とか、それから4行目の「『心身の苦痛

を感じているもの』との要件が限定して解釈されることのないよう努める必要がある」こと、そして下から4行目、「児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察する」等、そういった視点をなお書きとして追記をしたところでございます。

3ページでございます。中段にあります網かけのところ、ここははじめの早期対応の部分でございますが、3行あるうちの真ん中に（いじめ対策委員会）という表記がありますが、学校で組織的に対応するという追記しております。

そして4ページ、いじめを生まない、許さない学校づくりの中で、オに毎年11月に稲城市で行っています稲城市立学校いじめ防止啓発月間のことを追記しました。

次に、5ページにはスクールソーシャルワーカー、4ページにもありますが、こちらの文言を追加したのと、4ページのところに学校運営協議会も網かけになっておりますが、こちら学校運営連絡協議会となっていたものを学校運営協議会に修正したものでございます。

次に、6ページでございますが、学校において実施する取組の(1)学校いじめ防止基本方針の策定のところです。国の方針に沿って、学校で定めるということ改めて明記いたしました。

そして(3)ですが、未然防止のところ、ウ、そして次の7ページのエ、この2つの項目を追記しました。

ウについては「特別の教科 道徳」の中で、考え、議論する活動を通して、いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動をする。

そしてエでは、児童・生徒に対して指導する際に、いじめの傍観者にならないということ。こちらについて追記し、主体的な態度でいじめを防止し、指導していくということを追記しました。

続いて(4)早期発見のところですが、こちらは、いじめの認知について、ささいな兆候であっても、いじめではないのかという疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめやその兆候を隠したり軽視したりすることのないように認知していくことを明記いたしました。

次に、下の(5)いじめへの対処ですが、イを追記しております。こちらは、学校のいじめ対策委員会において、組織的対応方針を決定し、チームで対応できる体制を整備するということを明記しております。

続いて、8ページ、(6)いじめの解消の判断、こちらを新規で5項目追記いたしました。こちらは、安易に解消とみなさないこと、解消と判断する際には、具体的にいじめを受けた児童・生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる、その状況が相当の期間継続している。もう一つは、いじめを受けた児童・生徒が、心身の苦痛を感じていない。この2つの要件が満たされていることが重要であるということ明記し、相当な期間として3か月程度を目安とするということも明記いたしました。

た。

また、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童・生徒を徹底的に守り通す、そして、安全・安心を確保する。

それから、エのところでは、解消に至るまで、いじめを受けた児童・生徒への支援を継続する。そのために、教員が役割分担等を含め、対応プランを策定して確実に実行すること。

そして、オとしては、「解消している」状態に至った場合であっても、いじめが再発する可能性が十分にあるということを認識した上で、日常の様子を注意深く観察する必要があるということを明記いたしました。

9 ページ、重大事態への対処といたしまして、(1)重大事態の定義にウとエを追記いたしました。

ウには、重大事態は、事実関係が確定した段階で、重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階から調査を開始すること。

エには、いじめられたという児童・生徒及び保護者から、そういった申出があった際には、学校がいじめではない、または重大事態とはいえないというふうに考えたとしても、調査、報告を行うというふうに追記をいたしました。

(2)の重大事態発生の調査等について、2項目、追記いたしました。

カとキになりますが、カとしては、教育委員会は重大事態に関する調査の結果について、市長に報告するとともに、教育委員会会議において報告すること。

また、キとして、総合教育会議において講ずべき措置や再調査の必要性について協議し、市長が必要であると認めるときには再調査の実施を指示するということを明記させていただきました。

10ページの全体構造については、これまでどおりの内容となっております。

簡単ではございますが、報告は以上でございます。

教 育 長 以上で、報告事項3「稲城市いじめ防止基本方針改定案について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

三戸委員。

三戸委員 大変詳細にわたって、また実際に本市でのいじめ案件等を踏まえて改定があったと認識しておりますが、1点、この改定の経緯の中で説明がありました、平成29年に改定のガイドラインというものが国から出されていたところから、現在までちょっと期間が長くございますので、この辺りの、現在の改定案が出された経緯について、補足等がございましたら、ぜひ、お願いしたいと思います。

指導課長 本市におけるいじめ防止基本方針について、これまで見直しをする中で、大きな齟齬はなかったとは思いますが、ただ、今、ご説明で申し上げたとおり、まず、最初に国が公布したいじめ防止対策推進法から10年が経っている中で、改めて確認しなければならないこと、そして平成29年の基本的な方針の改定と、重大事態のガイドライン策定を基に、もう少し詳細なところを明記していく必要があるということ踏まえまして、今回、改定に至った次第でございます。

以上です。

教育長 三戸委員。

三戸委員 ありがとうございます。

そうしますと、ガイドラインが出てから、ずっと継続して検討していたというよりは、10年をめぐりに見直すということが最初の目的であって、このときに平成29年のガイドラインを参照しつつという理解でよろしいでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 どちらが先とかではなく、やはり双方の内容を踏まえて、もう少し、この基本方針がどなたにも分かるようなところで明記していく必要があるだろうということで、追記をしていったという経緯でございます。

以上です。

教育長 三戸委員。

三戸委員 質問の仕方が悪かったかもしれませんが、長く、ずっと改定に向けて作業をしてきたというよりは、やはりこう、10年というところを一旦見直しの時期ということで今回意識して改定をしたということでよろしいでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 1つの区切りとして、10年ということも参考にした次第でございます。以上です。

教育長 三戸委員。

三戸委員 ありがとうございます。

質問いたしましたのは、ガイドラインが出てから時間が開いていたので、本市がのんびり検討していたのではなくてというところを確認したかったので、ある程度の期間が経ったことが、一番改正の最重要の理由と言えるのかなというところが気になったので、質問いたしました。

理解いたしました。ありがとうございます。

教育長 そのほか質疑はいかがでしょうか。
吉田委員。

吉田委員 私のほうから1点だけ。
最後のいじめ問題への組織的対応に係る全体構造のところ、ちょっとこれ、よく見ないと分かりづらいんですけど、例えば児童・生徒、保護者が直接、教育委員会に相談するという流れというのはあるんでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 もちろん、実際問題としては、直接、指導課のほうにご相談されるケースもございます。ただ、学校のほうに、その情報を一旦おろして、こういうご相談が来ていますがどうですかということで、学校のほうで改めて保護者の方とやり取りをする。そこから、この矢印がスタートするということで、学校を飛ばしてしまうということはないようにしている状況でございます。

以上です。

教育長 吉田委員。

吉田委員 ありがとうございます。いじめとか重大案件というのは、やはりなければいけないほうが良いと思いますし、また、その相談できる窓口というのが分かりやすかったり、相談しやすい施設はいろんなところがあるよとか、学校の校長先生でも相談できる環境だったらいいんですけども、そうでない児童・生徒もいるかもしれない。窓口は多いほうがいいかなというふうに思います。

教育長 ありがとうございます。

窓口については、本当にごく基本的な流れはこの図ですけど、子ども達、児童・生徒、保護者には定期的に周知をしているというふうに認識していますが、その辺はどうでしょうか。

指導課長。

指導課長 いじめに限定されず、相談窓口については、市の教育相談、それから子ども家庭支援センターも含め様々な機関について、子ども達に貸与しているタブレットに、その連絡先を一覧として載せております。そこには、東京都の相談窓口も情報として載せているというような状況でございます。以上です。

教育長 こういう窓口は、非常に広く子ども達に周知していきたいと考えます。

吉田委員 ありがとうございます。

教育長 ほかに質疑は、いかがでしょうか。

この報告につきまして、本日の委員の皆様からのご意見を踏まえた上で、この案を市長のほうに決裁をしていただきまして、市長決裁後、正式決定という流れで、今後、進めていきたいと考えております。ご承知おきください。

それでは、以上で質疑を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて、閉会いたします。

(午前10時55分閉会)